国民年金 保険料の

妊娠・育児中のお母さんが対象

産前産後期間免除制度

対　象

●国民年金第１号被保険者㊟の方で、出産された方または出産予定の方

（㊟ 厚生年金に加入中の方（第２号被保険者）や厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方（第３号被保険者）以外の方をいいます。）

免除期間

●出産予定日または出産日の属する月の前月から**４か月間**が免除となります。なお、多胎妊娠（赤ちゃんが２人以上の妊娠）の場合は、さらに出産予定日または出産日の属する月の３か月前から**６か月間**が免除となります。

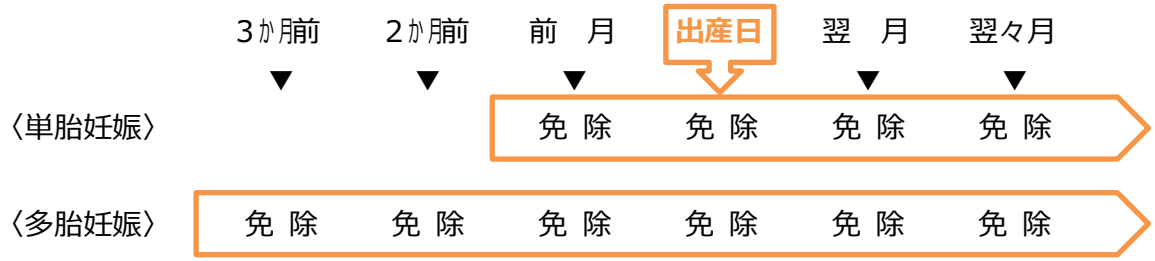

メリット その１

産前産後期間の国民年金保険料が免除に！

産前産後期間として免除が決定された期間は、国民年金の保険料を納める必要がありません。※すでに納めている場合は還付されます。

メリット その２

免除を受けても将来の年金額は減りません！

免除を受けた期間は、国民年金の保険料を納めたのと同じ扱いとなりますので、将来の年金額が減ることはありません。

出産前でも、「出産予定日」の６か月前から受付できます。

●**免除を受けるには、届出が必要です。**●必要なものは、①「母子健康手帳」②「年金手帳」または「マイナンバーカード」です。●出産されてからでも、届出することは可能です。この場合、さかのぼって免除が受けられます。●現在、国民年金の保険料の免除を受けている方も届出をしてください。

届出・お問い合わせ

中標津町役場　住民保険課（１階・窓口②）
〒086-1197　標津郡中標津町丸山２丁目 22 番地
■TEL：0153-73-3111　■担当：保険年金係

令和３年３月版